第十条第一項の表法人税法施行令の項を次のように改める。

法人税法施行令	第九条第一項第一号ホ	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額
	第九条第一項第一号ヌ	及び地方法人税	、地方法人税
		同じ。）として	同じ。）及び復興特別法人税（附帯税を除く。次条第一項第一号において同じ。）として
	第九条の二第一項第一号ニ	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額
	第九条の二第一項第一号ホ	場合又は地方法人税	場合、地方法人税法
		場合のその受け取ることとなる金額及び	場合又は復興特別法人税の負担額として東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十二条（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額及び
		場合又は当該	場合、当該
		第十五条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合	第十五条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合
	第九条の二第一項第一号ヌ	及び地方法人税	、地方法人税及び復興特別法人税
		場合又は地方法人税	場合、地方法人税法
		場合のその支払うこととなる金額及び	場合又は復興特別法人税の負担額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額及び
		場合又は当該	場合、当該
		場合のその支払うこととなる金額並びに	場合又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額並びに
	第百二十三条第二項	及び地方法人税	、地方法人税
		除く。）として	除く。）及び復興特別法人税（附帯税を除く。）として

第百四十三条	法第六十九条第二項に規定する	特別措置法第六十三条第一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条第二項	に規定する復興特別法人税控除限度額は、復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）第六条第一項（外国税額の控除限度額）の計算）の規定により計算した金額（次条第六項及び第七項において「復興特別法人税の控除限度額」という。）とし、法第六十九条第二項に規定する
	第百四十四条第六項第一号及び第二号並びに第七項	の法人税の控除限度額	の法人税の控除限度額、復興特別法人税の控除限度額
	第百四十六条第三項	同条第一項から第三項まで	同条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項（外国税額の控除）
		第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項
	第百四十六条第六項第三号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
	第百四十六条第六項第四号ロ	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項
	第百五十五条の十七	）の規定	）及び復興特別法人税に関する政令第七条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定
	第百五十五条の三十一	法第八十一条の十五第二項	特別措置法第六十三条第一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第八十一条の十五第二項
		に規定する	に規定する復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額は、復興特別法人税に関する政令（第六条第二項（外国税額の控除限度額）の規定により計算した金額（次条第六項及び第七項において「復興特別法人税の控除限度個別帰属額」という。）とし、法第八十一条の十五第二項に規定する
	第百五十五条の三十二第六項第一号及び第二号並びに第七項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、復興特別法人税の控除限度個別帰属額